



全老健第3-79号

令和3年7月16日

厚生労働省

保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会

会長 東 勲太郎



新型コロナウイルス感染症 クラスター発生施設における  
社会保険料に係る要望について

新型コロナウイルス感染拡大に関する対応について、多大なるご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

介護保険施設ではクラスター等感染が発生した施設がありましたが、これまで日々実践してきた健康管理・衛生管理、毎年のインフルエンザやノロウイルス等の感染症対策がすでに慣例であり、かつ、感染症に関する研修・教育に取り組んできたこと等により、欧米諸国に比べて感染者数、死亡者数は非常に少ないものとなっております。現場では、通常の業務を続けながら、新型コロナウイルス感染症の対策も使命感をもって遂行しております。

さて、本年3月から6月に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した介護保険施設におきまして、社会保険料の算定基礎の該当月（4月、5月、6月）に「超過勤務手当」「危険手当」が一時的に増額となり、職員及び法人の1年間の社会保険料の負担が増加するという状況が発生しています。本件は、第4波でクラスターが発生した施設では同様に起こっており、全国的な問題となっております。

介護保険施設ではコロナの影響により稼働率が落ちて収益が下がっております、社会保険料の事業主負担は経営を圧迫し良質な介護サービスを提供するにあたり支障をきたすことも考えられます。

つきましては、『新型コロナウイルス感染症に起因する「超過勤務手当」「危険手当」等、一時的に増額した支給額を控除して社会保険料を算定することを認める』ことを要望いたします。

以上